

# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 群馬県高崎市倉賀野町3250番地7

氏 名 株式会社環境システムズ

代表取締役 塚田敏則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する

群馬県知事 大澤 正明



許可の年 月 日 平成 22年 12月 27日

許可の有効期限 平成 27年 12月 26日

## 1 事業の範囲

### (1) 事業の区分

中間処理（溶融）、中間処理（破碎、選別、圧縮）、中間処理（選別、圧縮）

### (2) 産業廃棄物の種類

中間処理（溶融）①廃プラスチック類（以上1種類）

中間処理（破碎、選別、圧縮）①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、  
⑤ゴムくず、⑥金属くず、⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑧  
がれき類（以上8種類）

中間処理（選別、圧縮）①廃プラスチック類、②紙くず、③繊維くず、④ゴムくず、⑤金  
属くず（以上5種類）

※中間処理施設（溶融）で処理する産業廃棄物は、廃発泡スチロールに限る。

## 2 事業の用に供するすべての施設

### (1) ア 中間処理施設（溶融）の設置場所

高崎市倉賀野町3250番地7

### イ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 溶融 産業廃棄物の種類及び能力  
廃プラスチック類 [17.3t/日]

### ウ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

高崎市倉賀野町3250番地7

### エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 45.4m<sup>2</sup> 保管容量 90.9m<sup>3</sup>

### (2) ア 中間処理施設（破碎、選別、圧縮）の設置場所

高崎市倉賀野町3250番地7

## イ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 破碎 産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類

紙くず

木くず

繊維くず

ゴムくず

金属くず

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

がれき類

(イ) 施設の種類 選別 産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類

紙くず

木くず

繊維くず

ゴムくず

金属くず

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

がれき類

(ウ) 施設の種類 圧縮 産業廃棄物の種類及び能力

金属くず [32.6t/日]

## ウ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

高崎市倉賀野町3250番地7

## エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 90m<sup>2</sup> 保管容量 115m<sup>3</sup>

## (3) ア 中間処理施設(選別、圧縮)の設置場所

高崎市倉賀野町3250番地7

## イ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 選別 産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類

紙くず

繊維くず

ゴムくず

金属くず

(イ) 施設の種類 圧縮 産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [1,205t/日]

紙くず [473t/日]

繊維くず [436t/日]

ゴムくず [1,713t/日]

金属くず [75t/日]

## ウ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

高崎市倉賀野町3250番地7

## エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 36.4m<sup>2</sup> 保管容量 35.4m<sup>3</sup>

## 3 許可の条件

(1) 中間処理施設(破碎、選別、圧縮)のうち(ア)破碎の最大処理能力は、混合廃棄物の状態で[131.5t/日]とし、(イ)選別の最大処理能力は、混合廃棄物の状態で[1,020.6t/日]とする。

(2) 中間処理施設（選別、圧縮）のうち(ア)選別の最大処理能力は、混合廃棄物の状態で  
[324t/日] とする。

4 許可の更新、変更の状況

平成 17年 12月 27日 新規許可

平成 19年 5月 24日 変更許可

平成 22年 12月 27日 更新許可

5 許可の申請がされた日における規則第10条の4第3項に掲げる基準への適合性

申請年月日 平成 22年 10月 13日 基準適合

6 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出

なし